

農業法人等からの雇用に関する相談について（事例の紹介）～中篇～

前号に引き続き、農業法人等からの雇用に関する相談をご紹介します。

○相談事例

相談経営体の概要	相談内容	対応	結果
----------	------	----	----

◇給与に関する相談

肉用牛肥育 従業員2人 年商1億3千万円	従業員2名について、どの程度の給与を与えたらよいか？また、最低賃金とはどのようなものか？	経営状態や従業員の状況など、給与額を決める要素はさまざまあるが、生活していけるだけの給与額は必要。また、最低賃金とは、都道府県ごとに決められた時間給の下限で、これ以上の支給は必須。	最低賃金以上の支給は守っていく。それ以上の支給はもう一度検討したい。
----------------------------	--	--	------------------------------------

◇労働時間に関する相談

個人経営 露地野菜（レタスネギ、ナス、キュウリ） 従業員3人	中国人労働者との間で就業時間の考えに差がある。事業主は実際に作業に着手した時間を始業時間と考えていたが、従業員はほ場へ行くまでの準備段階から時間をカウントしていた。	始業時間の基準をしっかりと相手に伝えていなかったのが問題だったのではないか。労働契約や就業実態によって判断は異なると思うが、大きな問題となる前に社労士に相談してほしい。	トラブルとなる前に社労士に相談する。
--------------------------------------	--	--	--------------------

◇就業規則に関する相談

任意団体 野菜栽培 従業員4人 年商5千万円	従業員の就業に係る管理をしっかりと行いたいので、就業規則を作成したい。	従業員の勤務実態を調査し、労務管理の実態に即した就業規則を作成することにした。	現在、就業規則の内容を検討中。
---------------------------------	-------------------------------------	---	-----------------

◆事務局便り◆

給与額をいくらにすればよいかという相談は多く受けます。鹿児島県農業会議では、同県の社労士ネット会員と協力して、給与水準の目安を示した冊子を刊行しています。